

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

改正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">整理番号 No. 1-004</p> <p>平成 17 年 4 月 26 日 制定 (国空機第 911 号) 平成 20 年 6 月 2 日 一部改正 (国空機第 1276 号) 平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号) 平成 23 年 7 月 13 日 一部改正 (国空機第 19 号) 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 1692 号) 令和元年 6 月 28 日 一部改正 (国空機第 359 号) 令和 2 年 12 月 24 日 一部改正 (国空機第 937 号) 令和 3 年 7 月 30 日 一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号) <u>令和 8 年 月 日 一部改正 (国空機第 号)</u></p>	<p style="text-align: center;">整理番号 No. 1-004</p> <p>平成 17 年 4 月 26 日 制定 (国空機第 911 号) 平成 20 年 6 月 2 日 一部改正 (国空機第 1276 号) 平成 23 年 6 月 30 日 一部改正 (国空機第 282 号) 平成 23 年 7 月 13 日 一部改正 (国空機第 19 号) 平成 31 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 1692 号) 令和元年 6 月 28 日 一部改正 (国空機第 359 号) 令和 2 年 12 月 24 日 一部改正 (国空機第 937 号) 令和 3 年 7 月 30 日 一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号)</p>	<p>【改正の目的】 型式証明、型式承認及び仕様承認の間にある手続上の差異をなくすため、型式証明制度と同様の手続となるよう改正を行う。</p>
<p style="text-align: center;">サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p> <p>件名：装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針</p>	<p style="text-align: center;">サーキュラー 国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p> <p>件名：装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針</p>	
<p>目次 (略)</p>	<p>目次 (略)</p>	

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

第 I 部「装備品等型式及び仕様承認等要領（航空局長通達）」		第 I 部「装備品等型式及び仕様承認等要領（航空局長通達）」										
昭和44年 1月25日 制定（空検第 21 号） 昭和46年12月25日 改訂（空検第 545 号） 昭和48年 1月 8日 一部改正（空検第 515 号） 平成11年 1月11日 一部改正（空機第 26 号） 平成15年11月28日 一部改正（国空機第 768 号） 令和 2年12月24日 一部改正（国空機第 937 号） 令和 3年 7月30日 一部改正（国空機第 382 号） 令和 6年 3月29日 一部改正（国空機第 732号） <u>令和 8年 月 日 一部改正（国空機第 号）</u>		昭和44年 1月25日 制定（空検第 21 号） 昭和46年12月25日 改訂（空検第 545 号） 昭和48年 1月 8日 一部改正（空検第 515 号） 平成11年 1月11日 一部改正（空機第 26 号） 平成15年11月28日 一部改正（国空機第 768 号） 令和 2年12月24日 一部改正（国空機第 937 号） 令和 3年 7月30日 一部改正（国空機第 382 号） 令和 6年 3月29日 一部改正（国空機第 732号）										
国土交通省航空局長		国土交通省航空局長										
装備品等型式及び仕様承認等要領（航空局長通達）		装備品等型式及び仕様承認等要領（航空局長通達）										
第 1 章 総則		第 1 章 総則										
第 1 条（略）		第 1 条（略）										
第 2 章 装備品等の型式及び仕様承認		第 2 章 装備品等の型式及び仕様承認										
<p>(申 請)</p> <p>第 2 条 規則第 15 条第 1 項の申請書に添付される書類及びその提出時期は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、既に承認を受けた装備品等の型式 <u>若しくは仕様</u> について変更 <u>し、若しくは追加しようとする場合</u> <u>又は申請に係る装備品等の性質上特に必要がないと認められる場合は、その一部を省略させることができる。</u></p>		<p>(申 請)</p> <p>第 2 条 規則第 15 条第 1 項の申請書に添付される書類及びその提出時期は次のとおりとする。</p> <p>ただし、既に承認を受けた装備品等の型式 <u>又は仕様</u> について変更 <u>又は、追加しようとする場合</u> <u>及びその性質上特に必要がないと認められる場合は、その一部を省略させることができる。</u></p>		<p>型式又は仕様承認のための設計に関する審査において、審査を円滑に進められることを確認する書類としては実態として「適合性審査表」ではなく「適合性証明計画」を活用しており、型式証明においても同様であることから、申請時の添付書類を「適合性審査表」から「適合性証明計画」に変更する。なお、第 II 部 2-3-13 にて適合性証明計画には適合性審査表を含める必要があることを記載するため、今後も実質的に適合性審査表の提出は必要。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>添付書類</th> <th>提出の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 仕様書 2. 図面目録 3. 部品表 4. 完成品検査要領 5. <u>適合性証明計画</u> 6. 規則第 15 条第 10 項の規定により行うべき表示の方法を記載した <u>書類</u> 7. <u>故障報告及び技術通報（SB 等）発行に係る要領を記載した書類</u>（削る） 8. 解析書その他の承認を受けようとする型式又は仕様が規則附属書第 1 に定める基準</td> <td>申請時 検査希望時期の 30 日前まで（試験により証明を行うおうとする場</td> </tr> </tbody> </table>		添付書類	提出の時期		1. 仕様書 2. 図面目録 3. 部品表 4. 完成品検査要領 5. <u>適合性証明計画</u> 6. 規則第 15 条第 10 項の規定により行うべき表示の方法を記載した <u>書類</u> 7. <u>故障報告及び技術通報（SB 等）発行に係る要領を記載した書類</u> （削る） 8. 解析書その他の承認を受けようとする型式又は仕様が規則附属書第 1 に定める基準	申請時 検査希望時期の 30 日前まで（試験により証明を行うおうとする場	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>提出の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 仕様書 2. 図面目録 3. 部品表 4. 完成品検査要領 5. <u>適合性審査表</u> 6. 規則第 15 条第 10 項の規定により行うべき表示の方法を記載した <u>書面</u> 7. <u>故障報告要領</u> 8. <u>技術通報（SB 等）発行要領</u> 9. 解析書その他の承認を受けようとする型式又は仕様が規則附属書第 1 に定める基準</td> <td>申請時 検査希望時期の 30 日前まで（試験により証明を行うおうとする場</td> </tr> </tbody> </table>		項目	提出の時期	1. 仕様書 2. 図面目録 3. 部品表 4. 完成品検査要領 5. <u>適合性審査表</u> 6. 規則第 15 条第 10 項の規定により行うべき表示の方法を記載した <u>書面</u> 7. <u>故障報告要領</u> 8. <u>技術通報（SB 等）発行要領</u> 9. 解析書その他の承認を受けようとする型式又は仕様が規則附属書第 1 に定める基準	申請時 検査希望時期の 30 日前まで（試験により証明を行うおうとする場
添付書類	提出の時期											
1. 仕様書 2. 図面目録 3. 部品表 4. 完成品検査要領 5. <u>適合性証明計画</u> 6. 規則第 15 条第 10 項の規定により行うべき表示の方法を記載した <u>書類</u> 7. <u>故障報告及び技術通報（SB 等）発行に係る要領を記載した書類</u> （削る） 8. 解析書その他の承認を受けようとする型式又は仕様が規則附属書第 1 に定める基準	申請時 検査希望時期の 30 日前まで（試験により証明を行うおうとする場											
項目	提出の時期											
1. 仕様書 2. 図面目録 3. 部品表 4. 完成品検査要領 5. <u>適合性審査表</u> 6. 規則第 15 条第 10 項の規定により行うべき表示の方法を記載した <u>書面</u> 7. <u>故障報告要領</u> 8. <u>技術通報（SB 等）発行要領</u> 9. 解析書その他の承認を受けようとする型式又は仕様が規則附属書第 1 に定める基準	申請時 検査希望時期の 30 日前まで（試験により証明を行うおうとする場											

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>若しくは国土交通大臣が承認した型式又は仕様に適合することを証明するに足る書面及び図面</p> <p>9. 品質管理方法を説明した書類</p> <p>10. 取扱説明書（整備方法及び装備方法を含む。）</p>	<p>合の試験実施報告書にあっては、試験後速やかに提出するものとする。）</p>	<p>若しくは国土交通大臣が承認した型式又は仕様に適合することを証明するに足る書面及び図面</p> <p>10. 品質管理方法を説明した書類</p> <p>11. 取扱説明書（整備方法及び装備方法を含む。）</p>	<p>合の試験実施報告書にあっては、試験後速やかに提出するものとする。）</p>	
<p>(検査)</p> <p>第3条 前条の申請があったときは、その型式又は仕様の装備品等が航空機の安全性を確保できるものであるかどうかを判定するため、当該型式又は仕様により製造された装備品等の一個以上について、その設計に関しては<u>適合性証明計画</u>及び承認を受けようとする型式又は仕様の安全性を証明する書類、製造過程に関しては品質管理方法を説明した書類、完成後における現状に関しては完成品検査要領に基づいて、<u>それぞれ</u>検査するものとする。ただし、既に承認を受けた型式又は仕様と類似していると認められるもの、外国製の装備品等であって製造国政府機関の承認を受けたもの、防衛省の認定を受けたもの及び総務省の型式検定に合格したものについては、その検査の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の承認を行う場合において、<u>承認書附属書は、第2条の表の添付書類欄1.から6.までに掲げる書類とする。</u></p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(報告等)</p> <p>第8条 <u>装備品等の型式承認又は仕様承認を受けた者は、航空機安全課長が別に定めるところにより、当該承認を受けた型式又は仕様により製造された装備品等について、規則第23条の11各号に掲げる事態が発生した場合の国土交通大臣への報告、技術通報の作成その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(検査)</p> <p>第3条 前条の申請があったときは、その型式又は仕様の装備品等が航空機の安全性を確保できるものであるかどうかを判定するため、当該型式又は仕様により製造された装備品等の一個以上について、その設計に関しては<u>適合性審査表</u>及び承認を受けようとする型式又は仕様の安全性を証明する書類、製造過程に関しては品質管理方法を説明した書類、完成後における現状に関しては完成品検査要領に基づいて検査するものとする。ただし、既に承認を受けた型式又は仕様と類似していると認められるもの、外国製の装備品等であって製造国政府機関の承認を受けたもの、防衛省の認定を受けたもの及び総務省の型式検定に合格したものについては、その検査の一部又は全部を省略することができる。</p> <p>(承認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の承認を行う場合において承認書附属書は第2条の<u>1から6までの</u>書類とする。</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(故障報告)</p> <p>第8条 <u>承認を受けた型式又は仕様により製造された装備品等に安全性に重大な影響を与える欠陥又は故障を発見した場合には、航空機安全課長が別に定める方法に従って製造者より航空機安全課長あて報告させるものとする。</u></p> <p>(技術通報)</p> <p>第9条 <u>承認を受けた型式又は仕様により製造された装備品等について性能向上、故障又は欠陥に基づく改修のため国土交通大臣より変更承認を受けた場合又は使用者に知らせておいた方が望ましい技術情報がある場合は製造業者より航空機安全課長が別に定める方法に従って技術通報を発行させるものとする。</u></p>	<p>本要領第2条と同旨改正。</p> <p>規則第23条の11各号に掲げる事態が発生した場合に国土交通大臣への報告や技術通報等を行うべき旨を明記する。</p> <p>本要領第8条と同旨改正。改正前の第9条の規定を第8条と統合し、元の第9条は削除する。</p>		

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p><u>第9条</u> (略) <u>附 則</u> (令和8年 月 日) <u>1. 本要領は、令和8年 月 日から適用する。</u> <u>2. 本要領の適用の際現に承認を受けている型式又は仕様に対する本要領第2条から第4条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。</u> <u>3. 本要領の適用の際現に承認を受けている型式又は仕様の変更又は追加に係る申請に対する本要領第2条から第4条までの規定の適用については、なお従前の例によることができる。</u> TCF-23-14A 様式 (略)</p>	<p><u>第10条</u> (略) TCF-23-14A 様式 (略)</p>	
--	---	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

第Ⅱ部「型式承認及び仕様承認の手引き」	第Ⅱ部「型式承認及び仕様承認の手引き」	
<p>平成 17 年 4 月 26 日制定 (国空機第 911 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 平成 23 年 7 月 13 日一部改正 (国空機第 19 号) 平成 31 年 3 月 29 日一部改正 (国空機第 1692 号) 令和元年 6 月 28 日一部改正 (国空機第 359 号) 令和 2 年 12 月 24 日一部改正 (国空機第 937 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号) <u>令和 8 年 月 日 一部改正 (国空機第 号)</u></p>	<p>平成 17 年 4 月 26 日制定 (国空機第 911 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 平成 23 年 7 月 13 日一部改正 (国空機第 19 号) 平成 31 年 3 月 29 日一部改正 (国空機第 1692 号) 令和元年 6 月 28 日一部改正 (国空機第 359 号) 令和 2 年 12 月 24 日一部改正 (国空機第 937 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号)</p>	
<p>国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p>	<p>国土交通省航空局安全部航空機安全課長</p>	
<p>型式承認及び仕様承認の手引き</p>	<p>型式承認及び仕様承認の手引き</p>	
<p>第 1 章 総則</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 意義</p> <p>航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省第 56 号) 第 14 条第 1 項の規定により国土交通大臣の承認を受けた型式 (仕様) は航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 10 条第 4 項第 1 号の基準を満たすものであることから、当該型式 (仕様) に適合する装備品等を用いて国の検査 (耐空証明検査、型式証明検査、追加型式設計承認検査、修理改造検査等) を受ける場合、当該装備品等は<u>同号</u>の基準に適合しているものとして扱われる。</p> <p>1-3 (略)</p> <p>第 2 章 申請</p> <p>型式又は仕様承認の対象となる装備品及び部品 (以下「装備品等」という。) の型式 (仕様) について承認を受けようとする者 (以下、「申請者」という。) は、規則第 15 条第 1 項に基づき、国土交通大臣あて申請書を 1 部作成し、附属書等関係書類を添付して航空機安全課航空機技術審査センターに提出しなければならない。</p> <p><u>申請を予定している者は、当該申請の内容を具体化させる適当な段階で、航空局にその旨を連絡し、事前調整の希望を申し出ることができる。</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>1-1 (略)</p> <p>1-2 意義</p> <p>航空法施行規則 (昭和 27 年運輸省第 56 号) 第 14 条第 1 項の規定により国土交通大臣の承認を受けた型式 (仕様) は航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 10 条第 4 項第 1 号の基準を満たすものであることから、当該型式 (仕様) に適合する装備品等を用いて国の検査 (耐空証明検査、型式証明検査、追加型式設計承認検査、修理改造検査等) を受ける場合、当該装備品等<u>自体は航空法第 10 条第 4 項第 1 項</u>の基準に適合しているものとして扱われる。</p> <p>1-3 (略)</p> <p>第 2 章 申請</p> <p>型式又は仕様承認の対象となる装備品及び部品 (以下「装備品等」という。) の型式 (仕様) について承認を受けようとする者 (以下、「申請者」という。) は、規則第 15 条第 1 項に基づき、国土交通大臣あて申請書を 1 部作成し、附属書等関係書類を添付して航空機安全課航空機技術審査センターに提出しなければならない。</p>	<p>表現の適正化。</p> <p>型式証明においてはその申請に先立って事前調整を行っていることを踏まえ、型式 (仕様) 承認においても同様に事前調整を行うことができることを明記する。</p>

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

なお、e-Gov を使用して申請をする場合は、紙による申請の場合にのみ必要となる作業は不要である。

2-1 (略)

2-2 申請書の提出

申請書の様式は、規則第 15 条第 1 項に基づく装備品等型式（仕様）承認申請書（規則第 7 号の 2 様式、別紙 2 参照）のとおり。

(1)・(2) (略)

(3) 型式（仕様）名

原則として型式（仕様）別に型式（仕様）名を次のとおり設定する。

(例) 「○○○○式△△△△型」
(設計者名)

(3-1) 型式（仕様）の整理の仕方

(3-1-1) 系列に係る型式（仕様）の取扱い

同一品目の複数の型式（仕様）について承認を受けようとする場合であって、各型式（仕様）の基本設計からの派生型の場合で、同一系列の型式（仕様）（以下、「系列型式（仕様）」という。）として取扱うことが適当と認めた場合は、これらを系列型式（仕様）として取扱い、その総称として型式（仕様）系列名を設定することができる。原型式（仕様）に対し基本的に影響を及ぼさない範囲で変更を行った型式（仕様）について別途承認を受けようとする場合にあっても、これが原型式（仕様）の派生型であり、これらを系列型式（仕様）として取扱うことが適当と認めた場合にあっては、同様に系列型式（仕様）として取扱い、その総称として型式（仕様）系列名を設定することができる。

系列型式（仕様）の個々の型式（仕様）名は、型式（仕様）系列名の後に－（ダッシュ）番号を付す等、相互の関連を明確にして設定すること。なお、系列型式（仕様）の設定については航空局と協議すること。

(3-1-2) (略)

(3-2) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 検査希望場所及び時期

検査時期を希望する場合は、要領第 2 条の表の添付書類欄

2-1 (略)

2-2 申請書の提出

申請書の様式は、規則第 15 条第 1 項に基づく装備品等型式（仕様）承認申請書（規則第 7 号の 2 様式、別紙 2 参照）のとおり。

(1)・(2) (略)

(3) 型式（仕様）名

原則として型式（仕様）別に型式（仕様）名を次のとおり設定する。

(例) 「○○○○式△△△△型」
(設計者名)

(3-1) 型式（仕様）の整理の仕方

(3-1-1) 系列に係る型式（仕様）の取扱い

同一品目の複数の型式（仕様）について承認を受けようとする場合であって、各型式（仕様）の基本設計からの派生型の場合で、同一系列の型式（仕様）（以下、「系列型式（仕様）」という。）として取扱うことが適当と認めた場合は、これらを系列型式（仕様）として取扱い、その総称として型式（仕様）系列名を設定することができる。原型式（仕様）に対し基本的に影響を及ぼさない範囲で変更を行った型式（仕様）について別途承認を受けようとする場合にあっても、これが原型式（仕様）の派生型であり、これらを系列型式（仕様）として取扱うことが適当と認めた場合にあっては、同様に系列型式（仕様）として取扱い、その総称として型式（仕様）系列名を設定することができる。

系列型式（仕様）の個々の型式（仕様）名は、型式（仕様）系列名の後に－（ダッシュ）番号を付す等、相互の関連を明確にして設定すること。なお、系列型式（仕様）の設定については当局担当官と協議すること。

(3-1-2) (略)

(3-2) (略)

(4)・(5) (略)

(6) 検査希望場所及び時期

検査時期を希望する場合は、要領第 2 条の表に定める 7 か

○表現の適正化。

○サーキュラー1-028 が発行され運航安全継続計画書が作成されることになったことに伴い、運航安全継続計画書の提出をもって、本改正後の第 1 部第 2 条の表中「故障報告及び技術通報（SB 等）発行に係る要領を記載した書類」が提出されたものとみなすこととする。

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

7. から 10. までに掲げる書類（試験により証明を行おうとする場合の試験実施報告書を除く。の提出の時期が検査希望時期の 30 日前までであることを考慮して設定すること。記載例は次のとおり。

(例)「〇月」「〇月〇旬」「〇月〇日から〇月〇日までの間」

なお、ここでいう検査とは、製造過程に係る検査、証明試験に係る適合性の検査、試験立会等を意味する。

(7) (略)

2-3 附属書の提出

要領第 2 条の表の添付書類欄 1. から 6. までに掲げる書類に表紙、承認書一覧表、訂正表、有効頁一覧表、部品番号一覧表及び目次を追加して、一冊にまとめ、申請書に添付して航空局に提出すること。

2-3-1 一般

(1)・(2) (略)

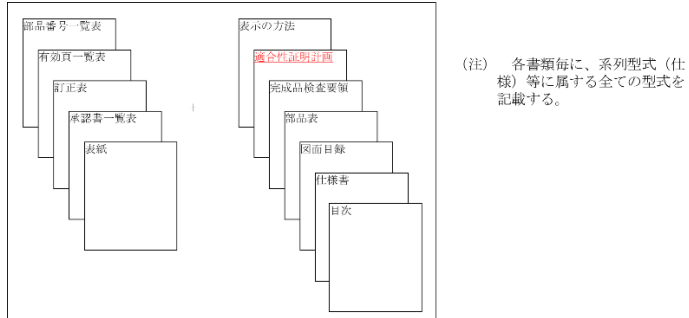
(3) 仕切り用紙

要領第 2 条の表の添付書類欄に掲げる各書類の区分を見易くするため、本文と同一サイズの着色仕切り用紙を作り、これに各項の表題を記入する。また、仕切り用紙には見出しをつけること。

(4)・(5) (略)

2-3-2 附属書のまとめ方

(1) 系列型式（仕様）等を一つの附属書としてまとめる



(2) 個々の型式（仕様）毎に附属書をまとめる

ら 11 までの書類（但し、試験実施報告書を除く。）の提出の時期が検査希望時期の 30 日前までであることを考慮して設定すること。記載例は次のとおり。

(例)「〇月」「〇月〇旬」「〇月〇日から〇月〇日の間」

なお、ここでいう検査とは、製造過程に係る検査、証明試験に係る適合性の検査、試験立会等を意味する。

(7) (略)

2-3 附属書の提出

要領第 2 条の表に定める 1 から 6 までの書類（仕様書、図面目録、部品表、完成品検査要領、適合性審査表、表示方法）に表紙、承認書一覧表、訂正表、有効頁一覧表、部品番号一覧表及び目次を追加して、一冊にまとめ、申請書に添付して当局担当官に提出すること。

2-3-1 一般

(1)・(2) (略)

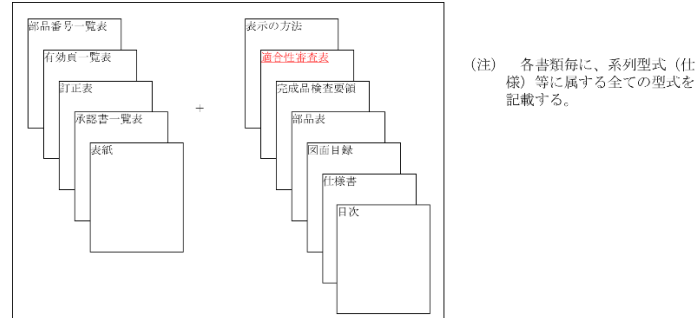
(3) 仕切り用紙

要領第 2 条の表に定める各項の区分を見易くするため、本文と同一サイズの着色仕切り用紙を作り、これに各項の表題を記入する。また、仕切り用紙には見出しをつけること。

(4)・(5) (略)

2-3-2 附属書のまとめ方

(1) 系列型式（仕様）等を一つの附属書としてまとめる



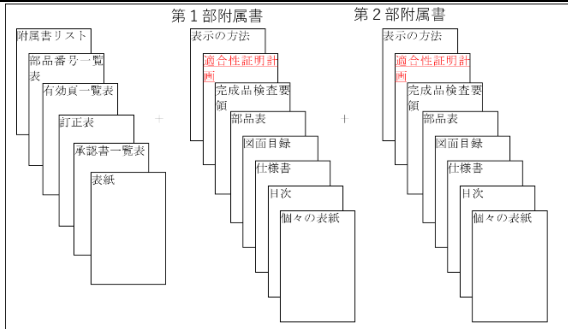
(2) 個々の型式（仕様）毎に附属書をまとめる

第 I 部第 2 条と同旨改正及び表現の適正化。

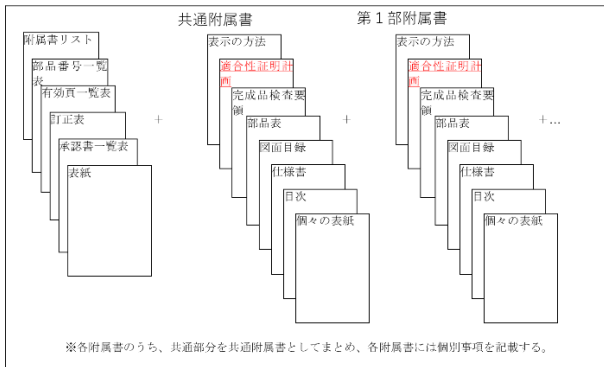
表現の適正化。

第 I 部第 2 条と同旨改正。

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について



(3) 個々の型式（仕様）のうち共通部分を共通附属書としてまとめ、相違部分を個々の型式（仕様）毎に附属書としてまとめる



まとめ方については航空局と協議すること。なお、(2)又は(3)の場合であっても、附属書（全体）の表紙、承認書一覧表、訂正表、有効頁一覧表及び部品番号一覧表は、附属書全体の共通のものを作成すること。

2-3-3～2-3-7 (略)

2-3-8 目次

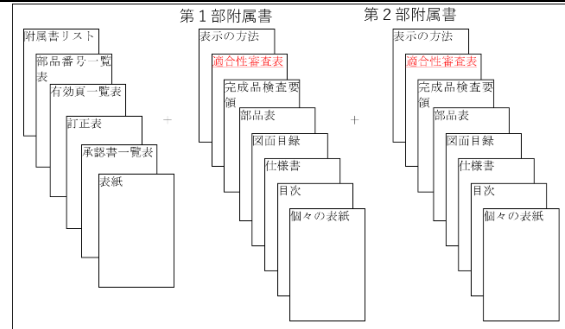
(1) 要領第2条の表の添付書類欄1.から6.までに掲げる書類の目次を作成する。(付録1-8参照)

(2) (略)

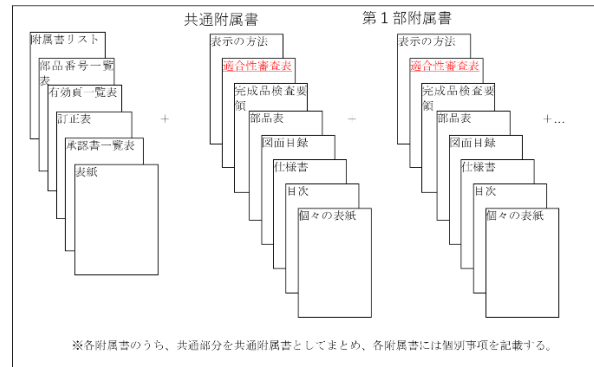
2-3-9～2-3-12 (略)

2-3-13 適合性証明計画

型式（仕様）承認の審査を受けるに当たって、適用する全ての



(3) 個々の型式（仕様）のうち共通部分を共通附属書としてまとめ、相違部分を個々の型式（仕様）毎に附属書としてまとめる



まとめ方については当局担当官と協議すること。なお、(2)又は(3)の場合であっても附属書（全体）の表紙、承認書一覧表、訂正表、有効頁一覧表、部品番号一覧表は附属書全体の共通のものを作成すること。

2-3-3～2-3-7 (略)

2-3-8 目次

(1) 要領第2条の表に定める1から6までの書類（仕様書、図面目録、部品表、完成品検査要領、適合性審査表、表示方法）の目次を作成する。(付録1-8参照)

(2) (略)

2-3-9～2-3-12 (略)

2-3-13 適合性審査表

適用した基準又は規格に対する適合性について、その証明方法

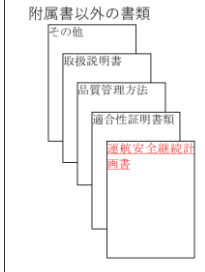
第I部第2条と同旨改正。

第I部第2条を改正し申請時に適合性証明計画の提出を求

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p><u>基準又は規格、それらに対する適合性証明方法（解析及び実証試験を含む。）及び実施時期を記載した適合性証明計画を事前に作成し、航空局の合意を得ること。</u></p> <p><u>適合性証明計画は、サーキュラーNo.1-307「適合性証明計画について」を参考にして記載することができる。</u></p> <p><u>適合性証明計画には、次に掲げる事項を記載することを原則とするが、申請の内容及び審査の規模に応じて、適宜追加し、及び省略することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の概要 ・適用基準又は適用規格 ・適合性証明方法 ・型式（仕様）承認に関連する人員に関する事項 ・設計及び製造に関する日程の概略 ・新設計及び新技術等に関する事項 ・共同製造者及び外注先に関する事項 ・その他参考となる事項 <p><u>また、適合性証明計画には適合性審査表を含めるものとし、当該審査表において、適用した基準又は規格に対する適合性について、その証明方法及びそれに関連する書類の名称等を一覧表として以下の（例）のとおりまとめること。</u></p> <p>（以下、略）</p> <p>2-3-14 （略）</p> <p>2-4 附属書以外の書類の提出</p> <p>要領第2条の表の添付書類欄 7. から 10. までに掲げる書類を、仕切り用紙を追加して原則として一冊にまとめ、検査希望時期の30日前までに（試験により適合性を証明する場合における試験実施報告書については試験後速やかに）<u>航空局</u>に提出すること。</p>	<p>及びそれに関連する書類の名称等を一覧表として以下の（例）のとおりまとめたもの。</p> <p>（以下、略）</p> <p>2-3-14 （略）</p> <p>2-4 附属書以外の書類の提出</p> <p>要領第2条の表に定める7から11までの以下の書類（故障報告要領、技術通報(SB等)発行要領、適合性を証明する書類、品質管理方法を説明した書類、取扱説明書）を、仕切り用紙を追加して原則として一冊にまとめ、検査希望時期の30日前までに（ただし、試験により適合性を証明する場合における試験実施報告書については試験後速やかに）<u>当局担当官</u>に提出すること。</p>	<p>めることとしたところ、当該書類に記載すべき事項を明確に規定する改正。適合性証明計画に記載すべきこととする内容は、サーキュラー1-307「適合性証明計画について」4.1.1項及び4.1.2項をベースとしている。</p> <p>第Ⅱ部 2-2 と同旨改正。</p>
--	--	---

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について



なお、変更申請又は追加申請の場合であって、故障報告及び技術通報（SB等）発行に係る要領を記載した書類並びに品質管理方法を説明した書類に前回の提出時から変更がない場合及び複数の申請を同時に行う場合であって内容が同一のときは、次の例に従い、その旨を書面で提出することにより、当該書類の提出を省略することができる。

ただし、航空局が必要と認めた場合は、速やかに提出すること。

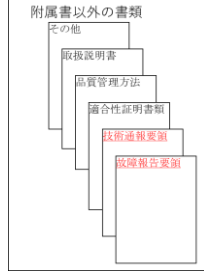
（例）「〇〇要領は、平成〇年〇月〇日付けで型式（仕様）承認を受けた〔型式（仕様）名及び装備品等の種類〕の申請において提出した〔書類の名称、書類番号、改訂符号（番号）及び発行日〕のとおりであり、差異がないため提出を省略します。」

2-4-1 （略）

2-4-2 故障報告及び技術通報（SB等）発行に係る要領を記載した書類

装備品等に対して社内検査、使用者からの情報等により安全性に重大な影響を与える欠陥又は故障等を発見した場合の報告要領並びに技術通報の発行担当組織、発行基準及び技術通報（SB等）に係る手続、技術通報の様式等については、サーキュラーNo. 1-028「航空法第13条の4に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」に基づき、運航安全継続計画書に定めること。

ただし、型式（仕様）の変更等に係る技術通報を発行しようとする場合は、当該型式（仕様）の変更等について承認を受けた後でなければならない。



なお、変更申請又は追加申請の場合であって、故障報告要領、技術通報（SB等）発行要領、品質管理方法を説明した書類が前回の提出時から変更等がない場合及び複数の申請を同時に行う場合において内容が同一の場合は、次の例に従い、その旨を書面で提出することにより、当該書類の提出を省略することができる。

ただし、当局担当官が必要と認めた場合は、速やかに提出すること。

（例）「〇〇要領は、平成〇年〇月〇日付けで型式（仕様）承認を受けた〔型式（仕様）名及び装備品等の種類〕の申請において提出した〔書類の名称、書類番号、改訂符号（番号）、及び発行日〕のとおりであり、変更等がないため提出を省略します。」

2-4-1 （略）

2-4-2 故障報告要領

装備品等に対して社内検査、使用者からの情報等により安全性に重大な影響を与える欠陥又は故障等を発見した場合の報告要領については、サーキュラーNo. 6-002「航空機故障報告制度について」に基づき、型式（仕様）承認を受けた者が行なう故障報告の様式、社内における責任（担当部署）及び権限、報告基準等を記載する。

なお、サーキュラーNo. 6-002「航空機故障報告制度について」は基本的事項を示したものであるため、当該型式（仕様）に応じ、具体的な内容（報告基準、報告要領、報告体制等）を設定するとともに社内においてその運用が周知徹底されてなければならない。

報告先については、航空機安全課及び管轄する航空機検査官室とすること。

法第13条の4の新設を受けて規定された航空法施行規則第23条の11及びサーキュラーNo. 1-028「航空法第13条の4に基づき国産航空機等の設計承認保有者が構築すべき耐空性維持体制及び運航安全継続計画書の設定について」に基づき、国交大臣への報告や技術通報等を行うべき旨を規定する。同サーキュラーに以下が規定されていることを踏まえた記載ぶりとしている。

「5-3 国土交通大臣(航空局)

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>(削る)</p> <p><u>2-4-3</u>～<u>2-4-5</u> (略)</p> <p><u>2-4-6</u> その他の書類</p> <p>上記以外で必要と思われる書類又は参考資料がある場合<u>にあつては</u>、仕切り用紙を<u>入れる等により前項までの提出書類と区別して</u>添付する。</p> <p>変更申請の場合は、変更を行おうとする前の（現行の）附属書の関連頁を添付すること。</p>	<p><u>2-4-3 技術通報（SB等）発行要領</u></p> <p><u>サーキュラーNo. 1-013「技術通報（SB等）の承認について」に基づき、型式（仕様）承認を受けた者が行う技術通報の発行担当組織、発行基準、技術通報（SB等）に係る手続き及び技術通報の様式等の発行要領を具体的に記載する。</u></p> <p><u>なお、型式（仕様）の変更等に係る技術通報を発行しようとする場合は、当該型式（仕様）の変更等について承認を受けた後でなければならない。</u></p> <p><u>2-4-4</u>～<u>2-4-6</u> (略)</p> <p><u>2-4-7</u> その他の書類</p> <p>上記以外で必要と思われる書類又は参考資料がある場合<u>は</u>、仕切り用紙を<u>入れて前項までの提出書類の巻末に</u>添付する。</p> <p>変更申請の場合は、<u>変更等</u>を行おうとする前の（現行の）附属書の関連頁を添付すること。</p>	<p>への速報(規則第 23 条の 10 項第 3 項)</p> <p>本サーキュラーの適用を受ける者は、証明等を受けた設計に係る航空機等について、第 4 項に規定する事態の発生を知った時、即ち航空機の使用者等又はその他から事態の発生に関する情報に接し、規則第 23 条の 11 各号に掲げる事態に該当すると判断してから 72 時間以内において、できる限り速やかに、下記に示す事項を第 7 項に規定する当該設計承認を管轄する組織に、電話連絡及び電子メール等により速報すること。なお、速報時点で不明な情報がある場合は、速報においては「不明」と報告し、それらが明らかになった時点で随時報告すること。」</p> <p>「5-1(h) 技術通報(SB等)の作成</p> <p>情報分析の結果、是正措置の構築が必要となった場合に設定する技術通報の作成及び航空局との調整手続きを記載すること。」</p> <p>表現の適正化。</p>
--	--	--

<p><u>成及び管理について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラー No.1-309「<u>適合検査及び試験立会の実施要領</u>」 ・サーキュラー No.1-310「<u>Deviation シート運用要領</u>」 ・サーキュラー No.1-311「<u>製造過程検査実施要領</u>」 <p>第4章 承認書の交付</p> <p><u>国土交通大臣は、「第3章 検査」による検査の結果、申請された装備品等が規則第14条に適合していると認めた場合は、規則第15条第3項及び要領第4条に基づき規則第7号の3様式による装備品等型式（仕様）承認書（以下「承認書」という。）を申請者に対して交付する。併せて、当該装備品等が発動機又はプロペラである場合にあっては、規則附属書第1に定める基準に適合していることを示すものとして、型式承認データシート（TADS）を発行する。</u></p> <p>（解説）変更又は追加申請に基づき型式（仕様）を承認する場合にあっては、承認（の範囲）は原則として当該型式（仕様）全体に対して行う。この場合、新たに交付される承認書は、既に交付を受けた承認書に代わるものであり、既に交付を受けた承認書は新たに交付される承認書の交付をもって無効となる。</p> <p>承認書の交付を受けた場合、申請者は附属書（原本）に承認年月日及び承認書番号を記入する。変更又は追加申請の場合にあっては、速やかに附属書（原本）の差し替えを行うとともに、無効となった頁は明確に分離されなければならない。</p> <p>承認書の交付を受けた者（以下「型式（仕様）承認保有者」という。）は、<u>交付された承認書又はその写しを附属書（原本）の表紙と承認書一覧表の間にファイルして保管すること。</u></p> <p>承認を受けた型式（仕様）に係る提出書類（附属書、附属書以外の提出書類<u>その他の航空局に対して提出された全てのものをいう。</u>）は、原則として承認後、型式（仕様）承認保有者（申請者）に返却する。返却時期は原則として附属書にあっては第5章に定める電子媒体の提出後、附属書以外の提出書類にあっては承認書交付時に行う。</p> <p>第5章 （略）</p> <p>第6章 型式（仕様）承認保有者の履行義務</p> <p>6-1 附属書及び附属書以外の提出書類等の保管</p> <p>型式（仕様）承認保有者は、当局から要請があった<u>場合に速や</u></p>	<p>第4章 承認書の交付</p> <p><u>第3章「検査」の結果、申請された装備品等が規則第14条に適合していると認めた場合は、規則第15条第3項及び要領第4条に基づき装備品等型式（仕様）承認書（規則第7号の3様式）を申請者に対して交付する。</u></p> <p>（解説）変更又は追加申請に基づき型式（仕様）を承認する場合にあっては、承認（の範囲）は原則として当該型式（仕様）全体に対して行う。この場合、新たに交付される承認書は、既に交付を受けた承認書に代わるものであり、既に交付を受けた承認書は新たに交付される承認書の交付をもって無効となる。</p> <p><u>装備品等型式（仕様）承認書（以下「承認書」という。）の交付を受けた場合、申請者は附属書（原本）に承認年月日及び承認書番号を記入する。変更又は追加申請の場合にあっては、速やかに附属書（原本）の差し替えを行うとともに、無効となった頁は明確に分離されなければならない。</u></p> <p>承認書の交付を受けた者（以下「型式（仕様）承認保有者」という。）は交付された承認書又はその写しを附属書（原本）の表紙と承認書一覧表の間にファイルして保管すること。</p> <p>承認を受けた型式（仕様）に係る提出書類（附属書、附属書以外の提出書類、<u>その他当局への提出書類。</u>）は、原則として承認後、型式（仕様）承認保有者（申請者）に返却する。返却時期は原則として附属書にあっては第5章に定める電子媒体の提出後、附属書以外の提出書類にあっては承認書交付時に行う。</p> <p>第5章 （略）</p> <p>第6章 型式（仕様）承認保有者の履行義務</p> <p>6-1 附属書及び附属書以外の提出書類等の保管</p> <p>型式（仕様）承認保有者は、当局から要請があった<u>場合には速</u></p>	<p>追記。</p> <p>発動機及びプロペラの TADS の発行の明記及び表現の適正化。</p> <p>発動機及びプロペラは外国では「型式証明」を取得可能なものであり、型式証明が取得されると機体と同様に TCDS が作成されている。我が国の発動機及びプロペラの型式承認では実態上、海外の TCDS に相当するものとして TADS を発行していることから、これを明記する。</p> <p>設計・製造データ等の保管期限を、製造した部品が航空機</p>
--	--	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

かに提出又は提示できるよう、附属書（承認書を含む。）、附属書以外の提出書類その他の設計・製造データ、承認取得後に発行した故障報告、技術通報（SB 等）等を適切に保管しなければならない。保管期間は、装備品等が現に製造されているか否かにかかわらず、当該装備品等に係る型式（仕様）承認を有している期間とする。

提出書類等の保管を電磁的方法により行う場合は、サーキュラーNo. 6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」に従うこと。

6-2～6-4 （略）

第7章 型式（仕様）承認に係る製品の製造を中止する場合

7-1 （略）

7-2 承認の取下げ

型式（仕様）承認保有者は、型式（仕様）承認に係る装備品等について製造を既に中止しており、今後も製造を行わない場合には、その理由、取下げようとする型式（仕様）名、承認番号を明確にして航空局に別紙4の書類に承認書を添付して航空機安全課航空機技術審査センターに提出すること。ただし、承認の取下げは、当該型式（仕様）に基づく装備品等の製造を中止しており、かつ、既に製造されたものが航空機に使用されていないことが保証される場合に限る。

（解説）当該型式（仕様）に基づく装備品等の製造を既に中止している場合であっても、既に製造された当該製品が航空機に使用されていないことを確認済みであること。また使用される恐れがある場合は使用させないための必要な措置を講じない限り型式（仕様）承認保有者は当該製品に対して技術通報の発行、不具合発生時の故障報告等の必要があることから、当該型式（仕様）を取り下げることはできない。

当該型式（仕様）について米国連邦航空局の TSO 設計承認を取得している場合は、TSO 設計承認を取り下げる旨、理由、部品番号等を記載した FAA 担当事務所宛のレター（英文で記載されたもの。）に当該 TSO 設計承認を示した FAA のレター又はその写しを添付して航空局に提出すること。

第8章 附属書記載事項の訂正手続

8-1 （略）

やかに提出又は提示できるよう、附属書（承認書を含む。）、附属書以外の提出書類、その他設計・製造データ、承認取得後に発行した故障報告、技術通報（SB 等）等を適切に保管しなければならない。保管期間は当該型式（仕様）承認を有している期間とする。

提出書類等の保管を電磁的方法により行う場合は、サーキュラーNo. 6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」に従うこと。

6-2～6-4 （略）

第7章 型式（仕様）承認に係る製品の製造を中止する場合

7-1 （略）

7-2 承認の取下げ

型式（仕様）承認保有者は、型式（仕様）承認に係る装備品等について製造を既に中止しており、今後も製造を行わない場合には、その理由、取下げようとする型式（仕様）名、承認番号を明確にして航空局に別紙4の書類に承認書を添付して航空機安全課航空機技術審査センターに提出すること。ただし、承認の取下げは、当該型式（仕様）に基づく装備品等の製造を中止しており、かつ、既に製造されたものが航空機に使用されていないことが保証される場合に限る。

（解説）当該型式（仕様）に基づく装備品等の製造を既に中止している場合であっても、既に製造された当該製品が航空機に使用されていないことを確認済みであること。また使用される恐れがある場合は使用させないための必要な措置を講じない限り型式（仕様）承認保有者は当該製品に対して技術通報の発行、不具合発生時の故障報告等の必要があることから、当該型式（仕様）を取り下げることはできない。

当該型式（仕様）について米国連邦航空局の TSO 設計承認を取得している場合は、TSO 設計承認を取り下げる旨、理由、部品番号等を記載した FAA 担当事務所宛のレター（英文で記載されたもの。）に当該 TSO 設計承認を示した FAA のレター又はその写しを添付して当局担当官に提出すること。

第8章 附属書記載事項の訂正手続き

8-1 （略）

に装備されていないことのみならず、スペアパーツとしても存在しないことが確認できるまでとするため、現に製造しているかにかかわらず、承認を有している間とすることを明確化する。

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>8-2 記載事項訂正届及び関係書類の提出</p> <p>附属書記載事項の訂正を行おうとする場合は、訂正届に<u>関係書類</u>を添えて<u>航空局</u>に提出すること。</p> <p>記載事項訂正届には、訂正しようとする内容等を明確に記載すること。なお、記載事項訂正届に記載できない場合は、別途書類を作成し添付すること。この場合、「訂正内容」「訂正理由」の欄には次の例により添付した書類を明確にする。</p> <p>(例) 「○○○については別添○○○のとおり。」</p> <p style="text-align: center;">↑添付する書類の名称、書類番号、改訂符号(番号)、発行日等</p> <p>関係書類は附属書のうち訂正を行おうとする頁とする。訂正頁の作成方法等は変更申請の方法に準ずる。なお、訂正表及び部品番号一覧表の「承認書第○○号の○に基づく～」は「記載事項訂正届に基づく～」とする。</p> <p>8-3 記載事項訂正届の受理</p> <p>記載事項訂正届の提出があった場合、その内容が記載事項の訂正であり、記載事項訂正届に不備がなく、必要な書類が添付されている場合は、<u>当該届出の受理</u>を行い届出者に対してその旨を連絡する。</p> <p>届出者は、<u>附属書の必要箇所に受理年月日を記入し</u>、速やかに附属書(原本)の差し替えを行うとともに、無効となった頁は明確に分離<u>し</u>なければならない。</p> <p>また、<u>届出者は、届出の受理後に</u>「第5章 承認後の電子媒体の提出」に従い、<u>航空局</u>に附属書の電子媒体を提出すること。</p> <p>第9章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 品質監査</p> <p>10-1 (略)</p> <p>10-2 監査の基準</p> <p>承認を受けた型式(仕様)に係る装備品等の安全性又は均一性について、規則第32条(事業場の認定の基準)及びサーキュラーNo. 2-001「事業場認定に関する一般方針」<u>第Ⅲ部</u>第3項に定める基準を準用し、また、「第6章 型式(仕様)承認保有者の履行義務」が適切に遂行されているかについて監査を<u>行う</u>。以下に基準への適合性を判断する上での監査の指針を規定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)人員</p>	<p>8-2 記載事項訂正届及び関係書類の提出</p> <p>附属書記載事項の訂正を行おうとする場合は、訂正届に<u>関係書類</u>を添えて<u>当局担当官</u>に提出すること。</p> <p>記載事項訂正届には、訂正しようとする内容等を明確に記載すること。なお、記載事項訂正届に記載できない場合は、別途書類を作成し添付すること。この場合、「訂正内容」「訂正理由」の欄には次の例により添付した書類を明確にする。</p> <p>(例) 「○○○については別添○○○のとおり。」</p> <p style="text-align: center;">↑添付する書類の名称、書類番号、改訂符号(番号)、発行日等</p> <p>関係書類は附属書のうち訂正を行おうとする頁とする。訂正頁の作成方法等は変更申請の方法に準ずる。なお、訂正表及び部品番号一覧表の「承認書第○○号の○に基づく～」は「記載事項訂正届に基づく～」とする。</p> <p>8-3 記載事項訂正届の受理</p> <p>記載事項訂正届の提出があった場合、その内容が記載事項の訂正であり、記載事項訂正届に不備がなく、必要な書類が添付されている場合は<u>当該届出の受理</u>を行い届出者に対してその旨を連絡する。</p> <p>届出者は附属書の必要箇所に受理年月日を記入し、速やかに附属書(原本)の差し替えを行うとともに、無効となった頁は明確に分離<u>され</u>なければならない。</p> <p>また、受理後<u>は</u>第5章「承認後の電子媒体の提出」に従い附属書の電子媒体を提出すること。</p> <p>第9章 (略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 品質監査</p> <p>10-1 (略)</p> <p>10-2 監査の基準</p> <p>承認を受けた型式(仕様)に係る装備品等の安全性又は均一性について、規則第32条(事業場の認定の基準)及びサーキュラーNo. 2-001「事業場認定に関する一般方針」<u>の</u>第3項に定める基準を準用し、また、「第6章 型式(仕様)承認保有者の履行義務」が適切に遂行されているかについて監査を<u>おこなう</u>。以下に基準への適合性を判断する上での監査の指針を規定する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 人員</p>	<p>JIS W-905 は現在使用されていないため削除</p>
---	---	----------------------------------

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>(a)適確に実施することができる能力 承認保有者の各組織の人員は、各組織の業務を遂行するために十分な能力を有すること。能力を保証するしくみとしては、国家資格、社内資格、業務経験、教育訓練等の受講歴による能力区分等がある。 検査に直接従事する者（4-2 項において「検査員」という。）については、(6) (f) 項に規定する検査制度に対応した十分な能力を有する資格制度のもとに、承認されていること。 特殊工程作業に従事する者については、最新の National Aerospace Standard 等公的規格に準拠した資格制度のもと、承認されていること。 例 NAS-410 Certification & Qualification of Nondestructive Test Personnel (上記例については、これらに限られるものではなく、同等な他の公的規格に準拠してもよい。) (4)・(5) (略) 10-3 監査結果の通知 航空機安全課航空機技術審査センター所長は、監査を受けた者に対して、書面により監査結果を通知する。ただし、指摘事項がない場合又は指摘事項の内容が軽微であり、口頭による通知によって是正が期待できる場合は、書面による通知を省略することができる。 監査の結果について書面により指摘事項を受けた場合、監査を受けた者は速やかに是正計画及び是正内容を記載した書面を航空機安全課航空機技術審査センター所長に提出するとともに必要な是正を行うこと。また、是正実施後はその旨を航空機安全課航空機技術審査センター所長に報告すること。 航空機安全課航空機技術審査センター所長は指摘事項に対する是正について報告を受けた場合、書類又は再監査により是正状況の確認を行う。 <u>附 則 (令和 8 年 月 日)</u> <u>1. 本通達は、令和 8 年 月 日から適用する。</u> <u>2. 本通達の適用の際現に承認を受けている型式又は仕様に対する</u></p>	<p>(a)適確に実施することができる能力 承認保有者の各組織の人員は、各組織の業務を遂行するために十分な能力を有すること。能力を保証するしくみとしては、国家資格、社内資格、業務経験、教育訓練等の受講歴による能力区分等がある。 検査に直接従事する者（4-2 項において「検査員」という。）については、(6) (f) 項に規定する検査制度に対応した十分な能力を有する資格制度のもとに、承認されていること。 特殊工程作業に従事する者については、最新の National Aerospace Standard 等公的規格に準拠した資格制度のもと、承認されていること。 例 <u>JIS W-0905 「航空宇宙用非破壊検査員の技量認定基準」</u> NAS-410 Certification & Qualification of Nondestructive Test Personnel (上記例については、これらに限られるものではなく、同等な他の公的規格に準拠してもよい。) (4)・(5) (略) 10-3 監査結果の通知 航空機安全課航空機技術審査センター所長は、監査を受けた者に対して、書面により監査結果を通知する。ただし、指摘事項がない場合又は指摘事項の内容が軽微な場合では是正が期待できる場合にあっては、口頭による通知により書面による通知を省略することができる。 監査の結果について口頭又は書面により指摘事項を受けた場合、監査を受けた者は速やかに是正計画及び是正内容を記載した書面を航空機安全課航空機技術審査センター所長に提出するとともに必要な是正を行うこと。また、是正実施後はその旨を航空機安全課航空機技術審査センター所長に報告すること。 航空機安全課航空機技術審査センター所長は指摘事項に対する是正について報告を受けた場合、書類又は再監査により是正状況の確認を行う。</p>	<p>口頭で通知した内容に対しては是正計画を求めない（求める必要がある場合は書面で通知する）こととする。</p>
---	--	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

本通達 2-3 項及び 3-1 項並びに付録 2 の 6. (4) 及び(8) 項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

3. 本通達の適用の際現に承認を受けている型式又は仕様の変更又は追加に係る申請に対する本通達 2-3 項及び 3-1 項並びに付録 2 の 6. (4) 及び(8) 項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

別紙 1 型式（仕様）承認手続の流れ

別紙 1 型式（仕様）承認手続の流れ

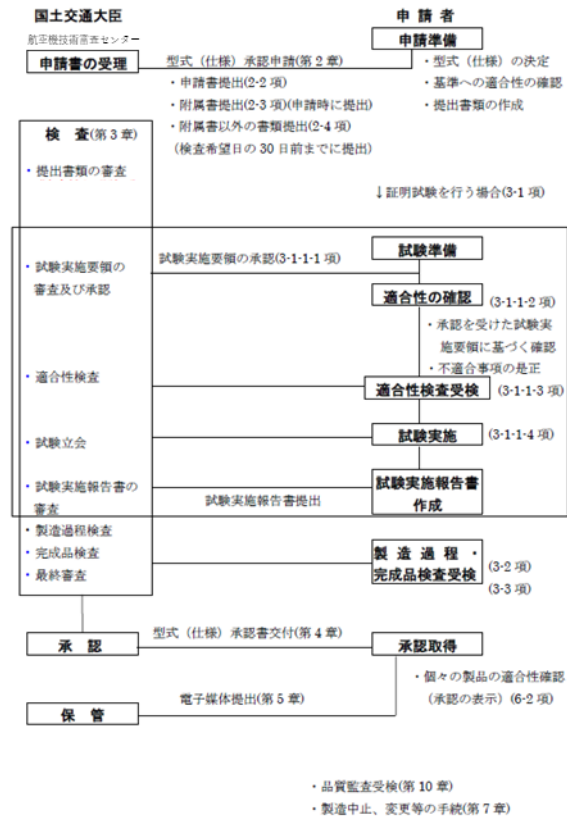


別紙 2 (略)

別紙 3 型式（仕様）承認製造中止届（日本産業規格 A 4）

別紙 1 型式（仕様）承認手続の流れ

別紙 1 型式（仕様）承認手続の流れ



別紙 2 (略)

別紙 3 型式（仕様）承認製造中止届（日本産業規格 A 4）

申請者が個人であることを想

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p style="text-align: center;">型式（仕様）承認製品製造中止届 航空機安全課長 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>住所又は主たる事務所の所在地</u> <u>氏名又は名称</u></p> <p>下記の装備品等について製造を中止しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>承認の種類 : (例) 型式承認、仕様承認 承認番号 : 第 号 型式（仕様）名 : (例) ○×式○×型 理由 :</p>	<p style="text-align: center;">型式（仕様）承認製品製造中止届 航空機安全課長 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>型式（仕様）承認保有者の住所</u> <u>氏 名</u></p> <p>下記の装備品等について製造を中止しましたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>承認の種類 : (例) 型式承認、仕様承認 承認番号 : 第 号 型式（仕様）名 : (例) ○×式○×型 理由 :</p>	<p>定した書きぶりになっているため、法人も想定する（施行規則第7号の2様式と同じ表現を採用）。</p>
<p>別紙 4 型式（仕様）承認取下願い（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">型式（仕様）承認取下願い 国土交通大臣 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>住所又は主たる事務所の所在地</u> <u>氏名又は名称</u></p> <p>下記の装備品等について型式（仕様）承認を取り下げたいので承認書を添えて提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>承認の種類 : (例) 型式承認、仕様承認 承認番号 : 第 号 型式（仕様）名 : (例) ○×式○×型 理由 :</p> <p>別紙 5 (略)</p>	<p>別紙 4 型式（仕様）承認取下願い（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">型式（仕様）承認取下願い 国土交通大臣 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>型式（仕様）承認保有者の住所</u> <u>氏 名</u></p> <p>下記の装備品等について型式（仕様）承認を取り下げたいので承認書を添えて提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>承認の種類 : (例) 型式承認、仕様承認 承認番号 : 第 号 型式（仕様）名 : (例) ○×式○×型 理由 :</p> <p>別紙 5 (略)</p>	<p>申請者が個人であることを想定した書きぶりになっているため、法人も想定する（施行規則第7号の2様式と同じ表現を採用）。</p>

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>付録 1 附属書記載例 付録 1-1~1-7 (略) 付録 1-8 附属書目次記載例</p> <p style="text-align: center;">第 2 部 ○×式 XY-2 型 附属書 目次</p> <p>1. 仕様書..... 1 ページ 2. 図面目録..... 6 〃 3. 部品表..... 7 〃 4. 完成品検査要領.....10 〃 5. <u>適合性証明計画</u>.....11 〃 6. 表示の方法.....12 〃 (注) 改訂符号は記載を省略</p> <p>付録 1-9~1-16 (略) 付録 2 電子媒体の仕様 (略) 1. ~3. (略) 4. 使用できるデータ形式 <u>航空局に提出する電子媒体のデータ形式は、Microsoft Word、Excel その他の一般的なコンピュータソフトウェアが取り扱えるもの(例: pdf、xlsx、docx、pptx 等)とすることとし、これによらない場合はあらかじめ航空局に問い合わせること。</u></p> <p>5. (略) 6. 電子媒体への記録形式</p>	<p>付録 1 附属書記載例 付録 1-1~1-7 (略) 付録 1-8 附属書目次記載例</p> <p style="text-align: center;">第 2 部 ○×式 XY-2 型 附属書 目次</p> <p>1. 仕様書..... 1 ページ 2. 図面目録..... 6 〃 3. 部品表..... 7 〃 4. 完成品検査要領.....10 〃 5. <u>適合性審査表</u>.....11 〃 6. 表示の方法.....12 〃 (注) 改訂符号は記載を省略</p> <p>付録 1-9~1-16 (略) 付録 2 電子媒体の仕様 (略) 1. ~3. (略) 4. 使用できるデータ形式 <u>以下、標準的なデータ形式を示すが、これによらない場合はあらかじめ当局担当官に問い合わせること。(インデックスは除く。)</u></p> <p><u>(1) 文書 (ワープロ及びテキスト)</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>Microsoft Word</u> (*. doc 形式) • <u>JUST SYSTEM 一太郎</u> (*. jbw *. jtd 形式) • <u>Text ファイル</u> (*. txt 形式) </p> <p><u>(2) 画像</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>bmp ファイル</u> (*. bmp 形式) • <u>jpeg ファイル</u> (*. jpeg/*. jpg 形式) • <u>Photo CD</u> (*. pcd 形式) </p> <p><u>(3) その他</u> <ul style="list-style-type: none"> • <u>Hyper Text Mrak Language Microsoft Internet Explorer</u> (*. htm/*. html 形式) • <u>Microsoft Excel</u> (*. xls 形式) • <u>Adobe Acrobat reader</u> (*. pdf 形式) • <u>動画ファイル</u> (*. mov/*. qt/*. vfw 形式) </p> <p>5. (略) 6. 電子媒体への記録形式</p>	<p>第 I 部第 2 条と同旨改正。</p> <p>具体的なデータ形式を記載する必要性は薄れているため、特殊な形式を用いる場合に問い合わせを可能とする旨のみを規定する形に修正。</p>
---	---	---

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

電子媒体の記録方式等は原則、書類毎に以下のとおりとする。
 なお、書式はそのまま印刷した場合、提出書類とできる限り同一になるようにすること。電子化が難しい書類はイメージスキャナ等で画像データとして作成してもよい。

(1)～(3) (略)

(4) 図面目録

- ・ファイルネームは[図面目録.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[図面目録 1.***]、[図面目録 2.***]とする。」

(5)～(7) (略)

(8) 適合性証明計画

- ・ファイルネームは[適合性証明計画.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[適合性証明計画 1.***]、[適合性証明計画 2.***]と番号を付記する。

(9) 運航安全継続計画書

- ・ファイルネームは[運航安全継続計画書.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[運航安全継続計画書 1.***]、[運航安全継続計画書 2.***]と番号を付記する。

(削る)

(10)～(12) (略)

電子媒体の記録方式等は原則、書類毎に以下のとおりとする。
 なお、書式はそのまま印刷した場合、提出書類とできる限り同一になるようにすること。電子化が難しい書類はイメージスキャナ等で画像データとして作成してもよい。

(1)～(3) (略)

(4) 図面目録

- ・ファイルネームは[図面目.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[図面目 1.***]、[図面目 2.***]とする。」

(5)～(7) (略)

(8) 適合性審査表

- ・ファイルネームは[審査表.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[審査表 1.***]、[審査表 2.***]と番号を付記する。

(9) 故障報告要領

- ・ファイルネームは[故障報.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[故障報 1.***]、[故障報 2.***]と番号を付記する。

(10) 技術通報発行要領

- ・ファイルネームは[技術通.***]とする。
- ・複数のファイルにまたがる場合はページ数の若い順に[技術通 1.***]、[技術通 2.***]と番号を付記する。」

(11)～(13) (略)

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

く。）の型式又は仕様について我が国と同等以上の基準及び手続により証明等をしたと国土交通大臣が認めた場合は、この限りでない。

1 (略)

2 提出書類

2-1 申請添付書類

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 証明等されたスペックを示す書類

これには適用した基準が明記されていること。基準が明記されていない場合は別途、適用基準を明記された書類を提出すること。また、製造国が設定した特別要件、適用除外項目、同等安全性項目がある場合は、これに関する書類も提出すること。

(例) Type Certification Data Sheet、Specification Documents

(4) 総組立三面図等

電気回路を含む装備品にあつては、その配線図（電気回路）又はブロックダイアグラムについても提出すること。

(例) Top Drawing、Wiring Drawing

(5) 図面目録

(例) Major Drawing Lists

(6) 部品表

(例) Major Parts List

(7) 完成品に対する最終検査又は試験要領

(例) Production Certification Procedure

(8)~(10) (略)

(11) その他の書類

①~⑥ (略)

2-2~6 (略)

とを原則とするが、次に定める事項についてはこの限りでない。

1 (略)

2 提出書類

2-1 申請書添付書類

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 証明等されたスペックを示す書類

これには適用した基準が明記されていること。基準が明記されていない場合は別途、適用基準を明記された書類を提出すること。また、製造国が設定した特別要件、適用除外項目、同等安全性項目がある場合は、これに関する書類も提出すること。なお、外国製特定救急用具の場合は必要ない。

(例) Type Certification Data Sheet、Specification Documents

(4) 総組立三面図等

電気回路を含む装備品にあつては、その配線図（電気回路）又はブロックダイアグラムについても提出すること。なお、外国製特定救急用具の場合は必要ない。

(例) Top Drawing、Wiring Drawing

(5) 図面目録

外国製特定救急用具の場合は必要ない。

(例) Major Drawing Lists

(6) 部品表

外国製特定救急用具の場合は必要ない。

(例) Major Parts List

(7) 完成品に対する最終検査又は試験要領

外国製特定救急用具の場合は必要ない。

(例) Production Certification Procedure

(8)~(10) (略)

(11) その他の書類

外国製特定救急用具の場合、②~⑤は必要ない。

①~⑥ (略)

2-2~6 (略)

「外国製特定救急用具」に係る記載を削除。

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

附 則（令和8年 月 日）

1. 本通達は、令和8年 月 日から適用する。

附録 （略）

附録 （略）

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

第V部「型式承認及び仕様承認に関する追加要件」	第V部「型式承認及び仕様承認に関する追加要件」	
平成 17 年 4 月 26 日制定 (国空機第 911 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号) <u>令和 8 年 月 日 一部改正 (国空機第 号)</u>	平成 17 年 4 月 26 日制定 (国空機第 911 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号)	
国土交通省航空局安全部航空機安全課長 型式承認及び仕様承認に関する追加要件	国土交通省航空局安全部航空機安全課長 型式承認及び仕様承認に関する追加要件	
第1章 更生タイヤの仕様承認について 1-1 目的 この章は、 <u>更生タイヤの仕様承認に関する定義及び</u> 更生回数増加試験の指針を示すものである。 1-2 <u>関連文書</u> <ul style="list-style-type: none"> ・TSO-C62 ・<u>FAA アドバイザリー・サーキュラー AC 145-4 及びその後の改訂版</u> 1-3 <u>用語の定義</u> <u>更生タイヤとは、TSO-C62 に準拠した規格のタイヤのうち、修理を行う際における最新の (AC) 145-4 に基づき修理されたものをいう。</u>	第1章 更生タイヤの仕様承認について 1-1 目的 この要領は <u>更生タイヤの仕様承認に関する更生回数増加試験の指針を示すものである。</u> 1-2 <u>更生回数増加試験 (R-Level Proof Test)</u> 1-2-1 <u>仕様承認を新たに取得するタイヤの更生回数増加試験</u> <u>TSO-C62c 及び C62d に準拠した規格のタイヤについて、昭和 58 年 4 月 1 日以降、新たに更生の仕様承認を行う場合は、更生回数増加試験に関する 1-2-3 の事項を除き、FAA アドバイザリー・サーキュラー (AC) 145-4 を適用する。</u> 1-2-2 <u>仕様承認を既に取得しているタイヤの更生回数増加試験</u> <u>昭和 58 年 3 月 31 日以前に FAA AC43.13 に基づき更生を実施したタイヤについては、昭和 58 年 4 月 1 日以降は、次の方法で更生を実施すること。</u> (1) <u>TSO-C62b に準拠した規格のみで仕様承認を取得しているタイヤにあつては、引き続き AC43.13 に基づいて更生を実施してよい。</u> (2) <u>TSO-C62c に準拠した規格で仕様承認を取得しているタイヤ (TSO-C62b 及び C62c の双方の規格で仕承認を取得しているタイヤを含む。)にあつては、昭和 58 年 3 月 31 日における最大更生回数以内では、AC43.13 に基づき更生を実施してもよいが、昭和 58 年 3 月 31 日における最大更生回数を超えて更生する場合は、更生回数増加試験に関する 1-2-3 の事項を除き、AC145-4 を適用する。なお、更生回数増加試験の結果は、航空局に報告すること。</u>	関連文書を明記することとする。 用語の定義を明記することとする。

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p><u>1-4 更生回数増加試験</u> <u>更生タイヤの仕様承認を取得したタイヤにあっては、以下の要件に適合する方法による試験により更生回数を増加させることができる。なお、更生回数増加試験の実施後、航空機安全課航空機技術審査センターに試験結果を提出すること。</u></p> <p>(1) 更生回数増加試験用供試タイヤの数は、更生回数を 1 回増すごとに 1 本とする。このタイヤは使用条件の厳しいものを選ぶこと。</p> <p>(2) <u>バイアスタイヤ及びラジアルタイヤにあっては、更生回数増加試験を行う際における最新の AC 145-4 に準拠して試験を実施すること。</u></p>	<p><u>1-2-3</u></p> <p>(1) 更生回数増加試験用供試タイヤの数は、更生回数を 1 回増すごとに 1 本とする。このタイヤは使用条件の厳しいものを選ぶこと。</p> <p>(2) <u>更生回数増加試験によって得られた接着力に関しては、パフラインに沿ったトレッドの接着力は 36 lb/in 以上、及びボデープライのトップから 3 プライ～4 プライ間の接着力は 26 lb/in 以上であること。</u></p> <p>(3) <u>(2)項の接着力を満足しない場合であっても、パフラインに沿ったトレッドの接着力が 30 lb/in 以上、及びボデープライのトップから 3 プライ～4 プライ間の接着力が 20 lb/in 以上の場合にあっては、さらにタイヤを 1 本選び、AC145-4 に規定された動的性能試験を実施することによる再試験を行ってもよい。なお、このタイヤについても使用条件の厳しいものを選ぶこと。</u></p> <p>(4) <u>ラジアルタイヤについては更生回数増加試験として(2)項の接着力試験に代えAC145-4に規定された動的性能試験を実施すること。</u></p>	<p>現在存在するタイヤに関連する事項のみを規定することとする。</p>
<p>第 2 章 電気・電子装備品の仕様承認について</p> <p>2-1 目的</p> <p>電気・電子装備品（電気・電子部品を使用した装備品）について適用基準・適用規格を定める際、その装備品特有の基準・規格の他、一般的な電気・電子装備品についての環境試験等の適用を航空局では推奨している。</p> <p><u>この章は、主たる規格の概要について紹介するものである。</u></p>	<p>第 2 章 電気・電子装備品の仕様承認・<u>型式承認</u>について</p> <p>2-1 目的</p> <p>電気・電子装備品（電気・電子部品を使用した装備品）について適用基準・適用規格を定める際、その装備品特有の基準・規格の他、一般的な電気・電子装備品についての環境試験等の適用を航空局では推奨している。</p> <p><u>ここでは、その規格の概要について紹介する。</u></p>	<p>電気・電子装備品が取得できるのは仕様承認のみとなったため、「型式承認」を削除。</p> <p>電気・電子装備品の規格は複数存在することを踏まえ、2-2 以降に記載するもののみが推奨されるといった誤読を防止するため、「その」を「主たる」に改める。</p>
<p>2-2 規格の概要</p> <p>RTCA(Radio Technical Commission for Aeronautics、注参照)が規格した D0-160 「 Environmental Conditions and Test Procedures for Airborne Equipment」は、<u>新規申請時において当該新規申請時の最新版又は当該新規申請時に航空機設計者が指定する改訂版を、変更申請時において当該変更申請に係る仕様の新規申請時の最新版又は当該変更申請時に航空機設計者が指定する改訂版を適用する（「2-3 D0-160 の概要」において同じ）。</u></p>	<p>2-2 規格の概要</p> <p>RTCA(Radio Technical Commission for Aeronautics、注参照)が規格した D0-160 「 Environmental Conditions and Test Procedures for Airborne Equipment」の<u>最新版</u>を適用する。<u>平成 17 年 1 月 1 日現在最新基準は E 改定(2004/12/9 発行)、D0-160E である。</u></p> <p><u>最新基準は下記ホームページより RTCA より直接購入できるほか、財団法人日本規格協会でも購入できる。</u></p> <p><u>なお、同規格の和訳として JIS W0812-2004「航空搭載機器—環境</u></p>	<p>○ハードウェア(AEH)に関する認証を行う場合があるため、ソフトウェア認証の記載をもとに D0-254 についても明記する。</p> <p>○D0-160、D0-178 及び D0-254 はいずれも今後も改訂されていく予定であり、改訂の度にサーキュラーの改訂を避ける</p>

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>また、装備品として<u>マイクロコンピュータ及びソフトウェア</u>を使用しているものは、合わせて<u>ソフトウェア及びハードウェア</u>の品質を確保するため、監査基準である DO-178「Software Considerations in Airborne Systems and Equipment Certification」及び DO-254「Design Assurance Guidance for Airborne Electronic Hardware」（それぞれ、新規申請時においては当該新規申請時の最新版又は当該新規申請時に航空機設計者が指定する改訂版、変更申請時においては当該変更申請に係る仕様の新規申請時の最新版又は当該変更申請時に航空機設計者が指定する改訂版とする。「2-4 DO-178 の概要」、「2-5 DO-254 の概要」及び「2-6 表示」において同じ。）を適用する。</p> <p>（注）米国の主に航空用無線通信機器、無線航法装置の規格等を定める民間非営利団体。FAA、研究所、航空機製造者、アビオニクス製造者、電子機器製造者、主要航空会社等がメンバーになっている。日本では、<u>一般財団法人航空保安無線システム協会</u>等がメンバーになっている。</p> <p>ここで作成された規格は DO (Document) として整理番号がついて整理されており、他に GPS や MLS、ADS-B 等の規格など 250 以上の規格を作成している。これらの規格は形式上民間規格であるが、規格の策定に航空当局も関与した規格は航空界では公的な性格が強い。</p> <p>ホームページ https://www.rtca.org</p>	<p><u>条件及び試験手順</u>があるが、平成 17 年 1 月 1 日現在、DO-160E に対応したものは発行されておらず、D 改定である DO-160D と対応している。使用の際には注意が必要である。</p> <p>また、装備品として<u>マイクロコンピュータ及びソフトウェア</u>を使用しているものは、合わせて<u>ソフトウェア</u>の品質を確保するため、監査基準である DO-178B「Software Considerations in Airborne Systems and Equipment Certification」を適用する。<u>平成 17 年 1 月 1 日現在最新基準は B 改定である DO-178B である。</u></p> <p>（注）米国の主に航空用無線通信機器、無線航法装置の規格等を定める民間非営利団体。FAA、研究所、航空機製造者、アビオニクス製造者、電子機器製造者、主要航空会社等がメンバーになっている。日本では、<u>財団法人航空保安無線システム協会</u>等がメンバーになっている。</p> <p>ここで作成された規格は DO (Document) として整理番号がついて整理されており、他に GPS や MLS、ADS-B 等の規格など 250 以上の規格を作成している。これらの規格は形式上民間規格であるが、規格の策定に航空当局も関与した規格は航空界では公的な性格が強い。</p> <p>ホームページ http://www.rtca.org</p>	<p>ため、改訂符の記載を削除する。適用する版としては、新規申請の場合は申請時点の最新版又は航空機設計者の指定した改訂版、変更申請の場合は変更申請を行う装備品の新規申請時点の最新版又は変更申請時点で航空機設計者の指定したものと規定する。</p> <p>○DO-160D 以降 JIS W0812 が更新されておらず、DO-160 の最新版と対応していないため、削除する。</p>
<p>2-3 <u>DO-160</u> の概要</p> <p><u>DO-160</u> では、航空機装備品に必要な標準的環境試験条件について規定している。</p> <p>申請者は、<u>DO-160</u> の全ての試験項目について、当該装備品の特徴、周辺環境、装備する航空機の種類及び搭載場所に鑑みて、その試験項目を適用するか否かを決定する。また、試験を適用する場合は、<u>試験のカテゴリー</u>（試験によっては重要度によりカテゴリーが分かれている）を決定する。</p> <p>試験実施要領を提出する際は、試験項目ごとに適用試験カテゴリー及び試験カテゴリーの決定理由又は試験を適用しない場合は</p>	<p>2-3 <u>DO-160E</u> の概要</p> <p><u>DO-160E</u> では、航空機装備品に必要な標準的環境試験条件について規定している。</p> <p><u>環境条件試験には、大きく分けて下記の 23 項目に分類されており、それぞれ DO-160E の第 4 章から第 24 章までに定義されている。</u></p> <p>申請者は全ての試験項目について、当該装備品の特徴、周辺環境、装備する航空機の種類、搭載場所を鑑みて、その試験を適用するか、否かを決定する。また、試験を適用する場合は試験のカテゴリー（試験によっては重要度によりカテゴリーが分かれて</p>	<p>○2-2 の備考欄 2 ポツ目と同旨改正。</p> <p>○DO-160 の章の構成は変わること、章の詳細な情報はサーキュラーに積極的に記載する必要はないことから削除する。</p> <p>○航空機技術審査センターへの業務移管により検査官の所管ではなくなったため、担当</p>

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>その理由を一覧表にし、添付すること。</p> <p>なお、試験を適用しない場合の条件及びカテゴリの分類の条件については、<u>DO-160</u>の各章に記載してあるが、判断が難しい場合には<u>航空局</u>と相談すること。</p> <p>(削る)</p> <p>2-4 <u>DO-178</u>の概要</p> <p><u>DO-178</u>は、航空機搭載システム及び機器の証明におけるソフトウェア認証プロセスの国際標準／指針を示すものであり、厳格な検証／照合プロセスを経ることでソフトウェア・エラーを排除し、ソフトウェア設計がシステム仕様に忠実であることを保証するものである。</p> <p><u>DO-178</u>においては、ソフトウェアの異常動作による装置の機能喪失、誤動作に起因する故障が及ぼす影響の程度により、ソフトウェアレベルをA～Eの5段階に分類している。</p> <p>レベルA (致命的)</p> <p>ソフトウェアの異常により、航空機が安全な飛行／着陸を行うことができなくなるような故障状態をもたらすソフトウェア</p> <p>レベルB (危険)</p> <p>ソフトウェアの異常により、航空機としての機能／性能又は乗務員が悪環境を克服する能力を著しく低下させるような故障状態をもたらすソフトウェア</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 航空機の安全率又は機能の著しい低下 (2) 運航乗務員が業務を正確に遂行できなくなるほどの肉体的苦痛又は著しい労働負荷の増加 (3) 少数の搭乗者が重傷を負ったり死亡したりするような状況 <p>レベルC (重大)</p> <p>ソフトウェアの異常により、航空機としての機能／性能又は乗務員が悪環境を克服する能力を相当低下させるような故障状態をもたらすソフトウェア。例えば、「航空機の安全率又は機能の相当な低下」、<u>「運航乗務員の労働負荷の</u></p>	<p>いる)を決定する。</p> <p>試験実施要領を提出する際は、試験項目ごとに適用試験カテゴリ、試験カテゴリの決定理由又は試験を適用しない場合はその理由を一覧表にし、添付すること。</p> <p>なお、試験を適用しない場合の条件、カテゴリの分類の条件については、<u>DO-160E</u>の各章に記載してあるが、判断が難しい場合には<u>担当検査官</u>と相談すること。</p> <p><u>以下に環境試験項目を示す。</u></p> <p><u>(1)～(23)</u> (略)</p> <p>2-4 <u>DO-178B</u>の概要</p> <p><u>DO-178B</u>は、航空機搭載システム及び機器の証明におけるソフトウェア認証プロセスの国際標準／指針を示すものであり、厳格な検証／照合プロセスを経ることでソフトウェア・エラーを排除し、ソフトウェア設計がシステム仕様に忠実であることを保証するものである。</p> <p><u>DO-178B</u>においては、ソフトウェアの異常動作による装置の機能喪失、誤動作に起因する故障が及ぼす影響の程度により、ソフトウェアレベルをA～Eの5段階に分類している。</p> <p>レベルA (致命的)</p> <p>ソフトウェアの異常により、航空機が安全な飛行／着陸を行うことができなくなるような故障状態をもたらすソフトウェア</p> <p>レベルB (危険)</p> <p>ソフトウェアの異常により、航空機としての機能／性能又は乗務員が悪環境を克服する能力を著しく低下させるような故障状態をもたらすソフトウェア</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 航空機の安全率又は機能の著しい低下 (2) 運航乗務員が業務を正確に遂行できなくなるほどの肉体的苦痛又は著しい労働負荷の増加 (3) 少数の搭乗者が重傷を負ったり死亡したりするような状況 <p>レベルC (重大)</p> <p>ソフトウェアの異常により、航空機としての機能／性能又は乗務員が悪環境を克服する能力を相当低下させるような故障状態をもたらすソフトウェア。例えば、「航空機の安全率又は機能の相当な低下」「運航乗務員の労働負荷の</p>	<p>官とする。</p> <p>○2-2 の備考欄 2 ポツ目と同旨改正</p> <p>○必要な文書は申請に係る装備品のソフトウェアレベルによって異なることから、規定された全ての文書を必ず作成しなければならないと誤解されることを防ぐため、文書の列挙はしないこととする。</p>
--	---	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>相当な増加」<u>「運航乗務員の業務遂行能力の減少」及び「搭乗員が負傷したり不安を感じたりするような状況」</u>をもたらす。</p> <p>レベルD（軽微） ソフトウェアの異常により、航空機の安全性が著しく低下せず、乗務員の能力の範囲内で十分に対処できるような故障状態をもたらすソフトウェア。 「航空機の安全率又は機能の軽微な低下」<u>「運航乗務員の労働負荷の軽微な増加（日常的に発生する飛行計画の変更等）」及び「搭乗者がある程度の不便を感じる状況」</u>をもたらす。</p> <p>レベルE（影響なし） ソフトウェアの異常により航空機の運航能力及び乗員の労働負荷に何ら影響を与える恐れのないソフトウェア</p> <p>上記は目安であるので、実際に製造する装備品に関するソフトウェアレベルを決定する際には<u>航空局</u>と協議すること。</p> <p>申請者は、ソフトウェアレベルによって若干異なるが、装備品仕様に基づきソフトウェア認証計画書を作成し、それに連なる各書類を作成する。その計画に基づきソフトウェアの開発、検証、最終検査などを申請者自らが行う。</p> <p>航空局に<u>よる</u>審査は、通常の場合、ソフトウェア製作過程で作成された全ての書類をもって、ソフトウェアが <u>D0-178</u> に従って適切に製作されていることの書類審査を行うが、具体的な方法は<u>航空局</u>と協議すること。必要となる書類は、製造する装備品の種類、ソフトウェアレベルにより異なる<u>ため、D0-178を参照すること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>相当な増加」<u>「運航乗務員の業務遂行能力の減少」</u>「搭乗員が負傷したり不安を感じたりするような状況」をもたらす。</p> <p>レベルD（軽微） ソフトウェアの異常により、航空機の安全性が著しく低下せず、乗務員の能力の範囲内で十分に対処できるような故障状態をもたらすソフトウェア。 「航空機の安全率又は機能の軽微な低下」<u>「運航乗務員の労働負荷の軽微な増加（日常的に発生する飛行計画の変更等）」</u>「搭乗者がある程度の不便を感じる状況」をもたらす。</p> <p>レベルE（影響なし） ソフトウェアの異常により航空機の運航能力及び乗員の労働負荷に何ら影響を与える恐れのないソフトウェア</p> <p>上記は目安であるので、実際に製造する装備品に関するソフトウェアレベルを決定する際には<u>航空局担当検査官</u>と協議すること。</p> <p>申請者は、ソフトウェアレベルによって若干異なるが、装備品仕様に基づきソフトウェア認証計画書を作成し、それに連なる各書類を作成する。その計画に基づきソフトウェアの開発、検証、最終検査などを申請者自らが行う。</p> <p>航空局に<u>おいての</u>審査は、通常の場合、ソフトウェア製作過程で作成された全ての書類をもって、ソフトウェアが <u>D0-178B</u> に従って適切に製作されていることの書類審査を行うが、具体的な方法は<u>担当検査官</u>と協議すること。必要となる書類は、製造する装備品の種類、ソフトウェアレベルの違いにより異なる<u>が、主に必要となる書類は下記のとおりである。具体的に必要となる書類、内容については D0-178Bを参照すること。</u></p> <p><u>(1)～(20)</u> (略)</p>	
---	---	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>2-5 D0-254 の概要</p> <p><u>D0-254 は、航空機搭載システム及び機器の証明におけるハードウェア (Airborne Electronic Hardware) 認証プロセスの国際標準/指針を示すものであり、厳格な検証/照合プロセスを経ることでハードウェア・エラーを排除し、ハードウェア設計がシステム仕様に忠実であることを保証するものである。</u></p> <p><u>D0-254 においては、ハードウェアの異常動作による装置の機能喪失、誤動作に起因する故障が及ぼす影響の程度により、ハードウェアレベルをA～Eの5段階に分類している。</u></p> <p><u>レベルA (致命的)</u></p> <p><u>ハードウェアの異常により、航空機が安全な飛行/着陸を行うことができなくなるような故障状態をもたらすハードウェア</u></p> <p><u>レベルB (危険)</u></p> <p><u>ハードウェアの異常により、航空機としての機能/性能又は乗務員が悪環境を克服する能力を著しく低下させるような故障状態をもたらすハードウェア</u></p> <p><u>(1) 航空機の安全率又は機能の著しい低下</u></p> <p><u>(2) 運航乗務員が業務を正確に遂行できなくなるほどの肉体的苦痛又は著しい労働負荷の増加</u></p> <p><u>(3) 少数の搭乗者が重傷を負ったり死亡したりするような状況</u></p> <p><u>レベルC (重大)</u></p> <p><u>ハードウェアの異常により、航空機としての機能/性能又は乗務員が悪環境を克服する能力を相当低下させるような故障状態をもたらすハードウェア。例えば、「航空機の安全率又は機能の相当な低下」、「運航乗務員の労働負荷の相当な増加」、「運航乗務員の業務遂行能力の減少」、「搭乗員が負傷したり不安を感じたりするような状況」をもたらす。</u></p> <p><u>レベルD (軽微)</u></p> <p><u>ハードウェアの異常により、航空機の安全性が著しく低下せず、乗務員の能力の範囲内で十分に対処できるような故障状態をもたらすハードウェア。例えば、「航空機の安全率又は機能の軽微な低下」、「運航乗務員の労働負荷の軽</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>2-2 の備考欄 1 ポツ目と同旨改正。</p>
---	-------------	-----------------------------

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p><u>微な増加（日常的に発生する飛行計画の変更等）、「搭乗者がある程度の不便を感じる状況」をもたらす。</u> <u>レベルE（影響なし）</u> <u>ハードウェアの異常により航空機の運航能力及び乗員の労働負荷に何ら影響を与える恐れのないハードウェア</u></p> <p><u>上記は目安であるので、実際に製造する装備品に関するハードウェアレベルを決定する際には航空局と協議すること。</u> <u>申請者は、ハードウェアレベルによって若干異なるが、装備品仕様に基づきハードウェア認証計画書を作成し、それに連なる各書類を作成する。その計画に基づきハードウェアの設計、妥当性確認及び検証、最終検査などを申請者自らが行う。</u> <u>航空局による審査は、通常の場合、ハードウェア製作過程で作成された全ての書類をもって、ハードウェアがD0-254に従って適切に製作されていることの書類審査を行うが、具体的な方法は航空局と協議すること。必要となる書類は、製造する装備品の種類、ハードウェアレベルの違いにより異なるため、D0-254を参照すること。</u></p> <p><u>2-6 表示</u> RTCA D0-160 の基準を適用した場合は、銘版に、RTCA D0-160 の適用カテゴリーを表示すること。詳細の表示方法は RTCA D0-160 の基準及び<u>サーキュラーNo. 1-004 第II部</u>「型式承認及び仕様承認の手引き」による。 D0-178 <u>及び D0-254</u> の基準を適用した場合は、特に表示の必要はない。</p> <p><u>附 則（令和8年 月 日）</u> <u>1. 本通達は、令和8年 月 日から適用する。</u></p>	<p><u>2-5 表示</u> RTCA D0-160 の基準を適用した場合は、銘版に、RTCA D0-160 の適用カテゴリーを表示すること。詳細の表示方法は RTCA D0-160 の基準及び「型式承認及び仕様承認の手引き」による。 D0-178 の基準を適用した場合は、特に表示の必要はない。</p>	<p>○2-2 の備考欄 1 ポツ目と同旨改正。 ○「型式承認及び仕様承認の手引き」の記載場所を明確化する。</p>
---	--	---

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

第VI部「FAA に対する TSO 設計承認の申請について」	第VI部「FAA に対する TSO 設計承認の申請について」	
平成 17 年 4 月 26 日制定 (国空機第 911 号) 平成 20 年 6 月 2 日一部改正 (国空機第 1276 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号) <u>令和 8 年 月 日 一部改正 (国空機第 号)</u>	平成 17 年 4 月 26 日制定 (国空機第 911 号) 平成 20 年 6 月 2 日一部改正 (国空機第 1276 号) 平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号) 令和 3 年 7 月 30 日一部改正 (国空機第 384 号) 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正 (国空機第 1190 号) 令和 6 年 3 月 29 日 一部改正 (国空機第 732 号)	
国土交通省航空局安全部航空機安全課長 FAA に対する TSO 設計承認の申請について	国土交通省航空局安全部航空機安全課長 FAA に対する TSO 設計承認の申請について	
1 目的 日米間の航空の安全に関する相互承認協定 (BASA : Bilateral Aviation Safety Agreement。以下「日米 BASA」という。)に基づき、わが国で製造される TSO (Technical Standard Order) 対象装備品、部品又は救急用具等 (以下「製品」という。) について TSO 設計承認 (TSO Design Approval) を取得する場合の手續等を定めることを目的とする。 (注) 米国連邦航空規則 (Federal Aviation Regulations) の一部改正 (1980 年 9 月 9 日発効) が行われ、TSO 関連規定は同規則第 21 部に移行された。これに伴い米国連邦航空局 (FAA) は米国内の申請者に対しては従来と同様にして TSO 承認 (Authorization) を与えるが、国外からの申請者に対しては、各製品に適用される技術基準 (従来の技術基準を改訂又は新規に作成する場合は、FAA が発行するアドバイザー・サーキュラーで別途定める。) との適合性についてのみ審査を行い、TSO 設計承認 (TSO Design Approval) を付与することとなった。 また、品質管理に関する審査が除外されたが、これに代わり TSO 設計承認取得後、当該承認に係る製品に TSO 番号を記載する場合 (当該製品を輸出する場合)、 <u>装備品等基準適合証が必要である。</u>	1 目的 日米間の航空の安全に関する相互承認協定 (BASA : Bilateral Aviation Safety Agreement) に基づき、わが国で製造される TSO 対象装備品、部品又は救急用具等 (以下「製品」という。) について TSO 設計承認 (TSO Design Approval) を取得する場合の手續等を定めることを目的とする。 (注) 米国連邦航空規則 (Federal Aviation Regulations) の一部改正 (1980 年 9 月 9 日発効) が行われ、TSO 関連規定は同規則第 21 部に移行された。これに伴い米国連邦航空局 (FAA) は米国内の申請者に対しては従来と同様にして TSO 承認 (Authorization) を与えるが、国外からの申請者に対しては、各製品に適用される技術基準 (従来の技術基準を改訂又は新規に作成する場合は、FAA が発行するアドバイザー・サーキュラーで別途定める。) との適合性についてのみ審査を行い、TSO 設計承認 (TSO Design Approval) を付与することとなった。 また、品質管理に関する審査が除外されたが、これに代わり TSO 設計承認取得後、当該製品に TSO 番号を記載する場合 (当該製品を輸出する場合)、 <u>輸出国政府の発行する安全証明書 (Certificate of Airworthiness for Export) の添付を要求している。なお、1980 年 9 月 9 日以前に TSO 承認を取得している場合は、新たに TSO 設計承認を取得する必要はないが、安全証明書の添付が必要である。</u>	予備品証明制度が廃止となり安全証明書も廃止されたため、型式 (仕様) 承認を取得した装備品を輸出するに当たっては、装備品等基準適合証を添付することとする。
2 申請	2 申請	

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 申請製品は、FAA TSOにあるMPS(Minimum Performance Standards)に対応するものであること。</u></p> <p><u>(4) 申請製品が米国に輸出され、米国籍の航空機又は米国の製品に装備されることが、申請時に確定していること。</u></p> <p>3 申請手続 FAA に対する TSO 申請は、次のとおり航空局を経由して行う。</p> <p>(1) 申請者は航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター所長宛に、TSO 設計承認取得理由を記した願出書及び「<u>4 提出書類</u>」に示す提出書類を提出すること。</p> <p>(2) <u>航空局</u>は、申請者から提出された願出書及び「<u>4 提出書類</u>」に定める提出書類を確認し不備がないと認めたときは、<u>当該提出書類を FAA へ送付する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>4 提出書類 <u>申請に必要な提出書類は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) FAA 宛 TSO 設計承認申請書 (別紙1参照)</p> <p>(2) 申請製品が TSO の要求に適合している旨を明記した書類 (別紙2参照)</p> <p><u>(3) TSOの要件から逸脱する場合は、TSOの要件からの逸脱を示す書類</u></p> <p><u>(4) TSO の要求に規定されている適切な装備、性能、運航及び整備に関連する全ての技術資料(仕様書、設計図面、解析書、試験成績書等を含む。)</u></p> <p><u>(5) 装備品等型式(仕様)承認書の写し</u></p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 申請手続 FAA に対する TSO 申請は、次のとおり航空局を経由して行う。</p> <p>(1) 申請者は<u>事前に</u>航空局安全部航空機安全課航空機技術審査センター所長宛に、TSO 設計承認取得理由を記した願出書及び <u>4 項に示す FAA 宛申請書類の写し(各1部)を提出し、審査を受けなければならない。</u></p> <p>(2) <u>当局担当官</u>は、申請者から提出された書類を審査し不備がないと認めたときは、<u>当該製品の TSO 要件への適合性について承認するよう要求する旨の書簡(別紙4参照)を FAA 宛送付する。</u></p> <p><u>(3) 申請者は、FAA 宛申請書類一式を FAA へ送付する。</u></p> <p>4 提出書類 <u>FAA 宛申請書類</u>は次のとおりとする。</p> <p>(1) FAA 宛 TSO 設計承認申請書 (別紙1参照)</p> <p>(2) 申請製品が TSO の要求に適合している旨を明記した書類 (別紙2参照)</p> <p><u>(3) 技術資料</u> <u>申請製品が TSO の要求に適合していることを示す仕様書、設計図面、試験成績書等(これら資料の中で過去に TSO 設計承認取得に際して提出した資料を引用している場合は当該資料の写しも添付すること。)</u></p> <p><u>(4) その他適用 TSO に記された必要書類</u> <u>申請製品の取扱い説明書、制限事項を記した書類等</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(3)日米 BASA IPA 3.8.1.1 を反映</p> <p>(4)日米 BASA IPA 3.8.1.3(e) を反映</p> <p>(1)・(2)航空局では、FAA への申請の願出書等の書類について不備がないか確認するのみであり審査は行わないため、表現を適正化する。</p> <p>(2)・(3)航空局から一括して送付することとし、航空局が用いる FAA への書簡の様式及び申請者からの送付に関する規定を削除する。</p> <p>それぞれ、下記の規定を参照した規定に改正。</p> <p>(3)日米 BASA IPA3.8.1.3(b)</p> <p>(4)日米 BASA IPA3.8.1.3(a)</p> <p>(5)日米 BASA IPA3.8.1.3(d)</p>
--	--	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>(削る)</p> <p>5 TSO 設計承認取得者の履行義務</p> <p>TSO 設計承認取得者は、型式承認等に基づく要求事項に加えて、次の(1)から(3)までの要求に従わなければならない。</p> <p>(1) 製品を輸出するときは、<u>装備品等基準適合証</u>を添付し、当該製品に対し消えないように、かつ、<u>明瞭に次に掲げる事項を表示すること</u>。なお、適用 TSO に特別な表示要求の規定がある場合は、<u>該当規定によること</u>。</p> <p>① 製造者の名称</p> <p>② <u>トレードマーク、シンボルその他の FAA により認められた表示</u></p> <p>③ <u>部品番号</u></p> <p>④ 製造番号又は製造年月日</p> <p>⑤ 適用 TSO 番号</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>5 <u>FAA の審査</u></p> <p>(1) <u>FAA は 4 項の申請書類により各製品に適用される技術基準との適合性について審査し、不足のものがあれば、申請者に要求する。この要求に 30 日以内に応じない場合は、申請書は破棄され、この旨申請者に通知される。</u></p> <p>(2) <u>FAA は、申請書類受領後 30 日以内に申請の可否を判定する。前(1)項についても追加書類受領後 30 日以内に申請の可否を判定する。</u></p> <p>(3) <u>TSO の要件に適合しない場合は、何らかの形で同等の耐空性が確保されている旨を説明した書類を提出し、これが FAA により認められれば承認される。</u></p> <p>(4) <u>当該製品が承認された場合、FAA から航空機安全課長宛に承認通知が送られる。また、申請者に対してはその写しが送付される。</u></p> <p>6 TSO 設計承認取得者の履行義務 <u>(米国連邦航空規則 § 21.613、21.617 参照)</u></p> <p>TSO 設計承認取得者は、型式承認等に基づく要求事項に加えて、次の(1)から(3)項の要求に従わなければならない。</p> <p>(1) <u>当該製品を輸出するときは、安全証明書を添付し、当該製品に対し消えないように、かつ明瞭に次の表示を行うこと</u>。なお、適用 TSO に特別な表示要求の規定がある場合は該当規定によること。</p> <p>① 製造者の名称 <u>及び住所</u></p> <p>② <u>製品の名称、区分、部品番号又は型式 (仕様) 名</u></p> <p>(新設)</p> <p>③ 製造番号又は製造年月日</p> <p>④ 適用 TSO 番号</p> <p><u>(注 1) 安全証明書及び輸出耐空証明タグの発行手続きについては、サーキュラーNo. 1-014 「航空機等の輸出のための証明書類の発行について」を参照のこと。</u></p> <p><u>(注 2) 米国との航空安全協定 (Bilateral Aviation Safety Agreement : BASA) 発効日以降にあつては、米国へ輸出する当該製品に添付する安全証明書とともに、航空法第 20 条第 1 項第 6 号の能力に係る認定を受けた者が発行する装備品基準適合証が適用可能で</u></p>	<p>本規定は日米当局間の手続に関するものであり、本通達において定める内容としてなじまないため、削除する。</p> <p>予備品証明制度が廃止となり安全証明書も廃止されたため、型式 (仕様) 承認を取得した装備品を輸出するに当たっては、装備品等基準適合証を添付することとする。 (注 1) 及び (注 2) については、上記を踏まえて削除する。</p>
--	---	--

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

<p>(2)・(3) (略)</p> <p>6 設計変更の場合の手続 TSO 設計承認取得者は、TSO 製品に対して設計変更を行おうとする場合は、型式承認等に係わる所要の手続を終了<u>すること。</u> <u>設計変更の区分により、以下のとおり取り扱われる。</u></p> <p>6-1 小変更(大変更以外のもの)の場合 <u>原設計の型式番号が変わらず、設計変更も大変更にならない場合は、日米 BASA に基づき FAA は設計変更を自動的に受け入れるため、TSO 設計承認に関する手続は不要である。</u> (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>6-2 大変更の場合 基本的に TSO の要件に適合するかどうかを検討しなければならないような変更は、大変更とみなされる。この場合には型式名を変更して、<u>新規申請と同様に申請手続が必要である。</u></p> <p>7 TSO 設計承認の取消し (略)</p> <p>8・9 (略)</p> <p><u>附 則 (令和 8 年 月 日)</u></p> <p><u>1. 本通達は、令和 8 年 月 日から適用する。</u></p> <p>[別紙 1] ・ [別紙 2] (略)</p>	<p><u>ある。なお、BASA 発効日についてはサーキュラーNo. 7-001 「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」を参照のこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 設計変更の場合の手続き <u>(米国連邦航空規則 § 21.609、21.611 参照)</u> TSO 設計承認取得者は、TSO 製品に対して設計変更を行おうとする場合は、型式承認等に係わる所要の手続を終了<u>後、以下により 3 項に準じ FAA に対して手続きを行う必要がある。</u></p> <p>7-1 小変更(大変更以外のもの)の場合 <u>(1) 原設計の型式番号が変わらず、設計内容も大変更にならない場合には、変更内容の届出を航空局を経由して行なう。</u> <u>(2) 小変更について FAA に届け出る場合は、事前に願出書及び 7-1(3)項に示す FAA 宛提出書類の写し(各 1 部)を航空機安全課長に提出し審査を受けなければならない。担当官は、審査の結果、不備がないと認めたときは FAA 宛に当該小変更について承認するよう要求する旨の書簡(別紙 5 参照)を送付する。</u> <u>(3) 届出に要する書類は、次のとおりとし、7-1(2)項の審査完了後、FAA に送付する。</u> <u>① 小変更届(別紙 3 参照)</u> <u>② 変更内容が TSO の要求に適合している旨を明記した書類(別紙 4 参照)</u> <u>③ 申請時に提出した書類に関する変更分</u> <u>④ 必要な技術資料(4 項参照)</u></p> <p>7-2 大変更の場合 基本的に TSO の要件に適合するかどうかを検討しなければならないような変更は、大変更とみなされる。この場合には型式名を変更して、<u>新たに TSO の申請をしなければならない。</u></p> <p>8 TSO 設計承認の取消し <u>(米国連邦航空規則 § 21.619 参照)</u> (略)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>[別紙 1] ・ [別紙 2] (略)</p>	<p>表現の適正化。</p> <p>BASA IPA 3.3.3 のとおり、小変更は JCAB の承認をそのまま受け入れることとなっているため、FAA への申請に関する規定を削除し、自動受け入れされる旨を新たに規定する。</p> <p>BASA IPA の内容に沿うよう修正</p>
---	---	---

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」の一部改正案について

(削る)	<u>〔別紙 3〕 小変更届 (小変更の場合)</u>	現行の別紙 3, 4, 6 について、小変更の場合は自動受け入れとなったため削除する。
(削る)	<u>〔別紙 4〕 変更内容が TS0 の要求に適合している旨を明記した書類 (小変更の場合)</u>	
(削る)	<u>〔別紙 5〕 航空局から FAA 宛書簡の例 (TS0 設計承認)</u>	航空局から FAA への手続きに用いるものであるため、サーキュラーからは削除する。
(削る)	<u>〔別紙 6〕 航空局から FAA 宛書簡の例 (小変更の場合)</u>	